

## 記入上の注意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上市町村役場(市については福祉事務所)に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

1. 「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものをで囲んで下さい。
2. 「保育の実施を希望する期間」には、保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。
3. 保育所へ入所できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、( )内に両親(両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者)が下の表の(1)から(6)までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。(例えば、(1)や(2)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、(3)や(4)では傷病名や治療見込み期間等、(5)では看護している病人等の傷病名や治療見込み期間等、(6)では災害の程度・復旧見込み期間等)  
なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付して下さい。
4. 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。)及び、同居している親族等の全員について記入すると共に、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当する者を で囲んで下さい。  
また、保育料決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。
5. 保育所への入所については、  
保育所へ入所できる基準に該当しないために認められない場合や希望者が多数いるため保育所へ入所できない場合、また、保育所へ入所できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望の添えない場合がありますから、あらかじめご了承下さい。

### 保育所へ入所できる基準

保育所の入所基準は、児童福祉法に基づき児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に保育所に入所させることができます。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
- (4) 疾病にかかわり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。
- (7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。